

仕 様 書

1. 件 名 (長期継続契約)市川市急病診療所及び市川市休日急病等歯科診療所用冷蔵庫賃貸借
2. 賃貸借期間 令和7年9月1日から令和15年8月31日まで(96ヶ月)
3. 契約形態 リース契約
4. 納入期限 令和7年8月29日
5. 担当部課 市川市 保健医療課
6. 賃貸借物件 冷蔵庫 3台
7. 納入場所 市川市大洲1丁目18番1号
市川市急病診療所、市川市休日急病等歯科診療所
8. 設置場所 ①市川市急病診療所 1階 薬局 1台
②市川市休日急病等歯科診療所 1階 事務室 1台
③市川市急病診療所 1階 処置室 1台
9. 仕様

③に対応

メーカー	福島工業(株)
型番	FMS-125GSX
寸法:W*D*H	500×450×1430
電力	50/60Hz
オプション	自記記録計、記録紙

①②に対応

メーカー	アルファビータジャパン
型番	APR-090H
寸法:W*D*H	580×621×850
電力	50/60Hz
色	ホワイト

10. 搬入等

- (1) 賃貸料には、搬入(養生あり)・機械調整並びに設置の費用を含めること。
- (2) 納入期日までに納入し、使用可能な状態に調整すること。
- (3) 搬入・設置に際しては、必要な養生を行うこと。

搬入後、製品の取扱方法について、賃借人に対して十分な説明を行うこと。なお、搬入時に建物等を破損した場合は、賃借人に報告し、補修を行うこと。

(4) 搬入(現場組立等)の際に発生した梱包材や養生材は、賃貸人が責任を持って引取ること。

11. 保守

故障時においては、復旧のため通報を受けてから、速やかに対応できる体制であること。
なお、賃借人の責に帰すべき事由により、この物件の保守が必要となった場合は、これに要する費用は、別途賃借人の負担とする。

12. 賃貸借期間終了後について

(1) 賃貸借期間終了後は、賃借人から指示があった場合は、賃貸人の負担により機器の全てを撤収すること。

(2) 賃借人の希望により、契約満了後に再リース契約を締結できるものとする。

13. 契約不適合責任

本契約による賃貸借物件の種類、品質又は数量に関して、契約に適合しないことを賃借人が認識した場合、認識した時点から 1 年以内の間に賃貸人に対する通知を行うことにより、賃借人は賃貸人に対して不適合部分の修補を求め、若しくは損害の賠償を請求することができるものとする。ただし、賃貸借期間終了日を過ぎた後の不適合認識については、修補又は損害賠償の請求を行えないものとする。

14. 動産保険の付保

賃貸人は賃貸借契約期間中、賃貸人を保険契約者とする動産総合保険契約を賃貸人の負担により付保しなければならない。

15. 公租公課

公租公課は賃貸人の負担とする。

16. 秘密の保持

賃貸人は、この契約の履行によって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。

17. 権利義務の譲渡の禁止

この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供することはできない。

18. その他

(1) 長期(8年)以上の使用に耐えうる機器であること。全て未使用のものであること。

(2) 本仕様書に定めのない事項については、逐次賃借人と賃貸人の双方で協議の上、取り決めるものとする。

(3) 契約の履行上疑義が生じた場合は、賃借人と協議の上、その指示に従うこと。

(4) 暴力団等排除に係る契約解除に関する特約条項を遵守すること。